

# 東北学院大学大学院科目等履修生に関する規程

平成9年4月1日制定第2号

改正 平成18年4月1日  
平成31年1月30日改正第4号  
令和5年9月20日改正第196号

(趣旨)

第1条 東北学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 科目等履修生として出願することのできる者は、学則第20条に定める博士課程前期課程又は修士課程の有資格者とする。

(出願書類)

第3条 科目等履修生として出願しようとする者は、次の書類及び検定料（入学検定料の2分の1）を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 健康診断書（該当者のみ）
- (5) 在職中の者は所属長の許可書（書式自由）
- (6) 外国人は外国人登録原票記載事項証明書及びパスポートの写し

(入学許可)

第4条 前条の手続者については、正規の学生の授業に支障のない範囲で、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が入学を許可する。ただし、正規学生の登録がある授業科目に限る。

(手続)

第5条 履修を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、入学金（大学院入学金の4分の1）及び科目等履修料（1単位当たり、当該研究科の授業料の30分の1）を納入しなければならない。

(納付金の不返還)

第6条 既納の検定料、入学金及び科目等履修料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(入学時期及び履修期間)

第7条 科目等履修生の入学時期は、学年始めとし、その期間は当該年度とする。ただし、引き続き履修を願い出た者に対しては、2年を超えない期間に限り許可することがあることとし、第3条から第6条までを準用する。

(履修制限)

第8条 科目等履修生の履修科目の単位は、1年を通じて12単位を超えることはできない。

(単位の認定)

第9条 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には願い出により当該授業科目の単位を与え、単位取得証明書を交付することができる。試験に合格した者には願い出により当該授業科目の単位を与え、単位取得証明書を交付することができる。

2 試験に合格した者には、願い出により当該授業科目の単位を与え、単位取得証明書を交付することができる。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成 9（1997）年 4 月 1 日から施行するものとし、平成 9 年度入学志願者から適用する。

2 昭和 48 年 4 月 1 日制定の「東北学院大学大学院聴講生規程」は、これを廃止する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

1 この規程は、平成 18（2006）年 4 月 1 日から施行するものとし、平成 18 年度入学志願者から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 30 日改正第 4 号）

この規程は、2019（平成 31）年 1 月 30 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 20 日改正第 196 号）

この規程は、2023 年 9 月 20 日から施行し、2023 年 4 月 1 日から適用する。